

神戸市福祉乗車制度のあり方検討会

報告書

平成 24 年 9 月

神戸市福祉乗車制度のあり方検討会

はじめに

福祉乗車制度は、昭和 43 年に市バス、市電を対象に制度が発足し、その後、対象者及び対象交通機関の拡大など、数度にわたる制度の拡充が図られており、現在、障害者の方をはじめ、母子世帯、生活保護世帯、原爆被爆者、戦傷病者等、全市で約 9 万人の方に利用されている。

本制度は、対象者の方々の社会参加の促進と移動支援を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的として実施しているものであるが、制度を維持していく上で、交付枚数の増加に伴う財政負担の増大、利用実績の把握が困難な点及び他の移動支援施策との関係の整理などが問題となっている。

また、神戸市行財政改善懇談会においては、受益と負担の観点から事業の見直しの必要性が指摘されており、福祉施策全体から制度や負担のあり方を検討していくことが求められているところである。

このような状況を受け、本検討会では、本制度の今後のあり方について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く検討を行った。神戸市においては、本検討会の報告書を尊重し、より良い制度の構築に向けて引き続き努力されることを望むものである。

平成 24 年 9 月

神戸市福祉乗車制度のあり方検討会

会長 伊多波 良雄

目 次

	頁
はじめに	
1 福祉乗車制度について	1
(1) 制度の概要	1
(2) 制度の沿革	2
(3) 制度の実施状況	3
2 福祉乗車制度の問題点	4
(1) 交付枚数の増加に伴う財政負担の増大	4
(2) 利用実績の把握が困難な点と不正使用の問題	4
(3) 他都市との比較及び他の移動支援施策との関係の整理	4
3 福祉乗車制度の今後のあり方について	6
(1) 制度の意義の再確認	6
(2) 制度の持続可能性の確保	6
(3) 対象者ごとの見直しの方向性	7
① 身体障害者・知的障害者・精神障害者	7
② 母子世帯	8
③ 被保護世帯	8
④ 原爆被爆者・戦傷病者・中国残留邦人等世帯	9
(4) IC化にあたっての留意事項	9
4 制度見直しにあたっての留意事項	10
資 料	11

1 福祉乗車制度について

(1) 制度の概要

- ① 制度発足 昭和 43 年 5 月 1 日
- ② 対 象 者 交付対象者が交付要件を重複して有する場合には、原則として下記 1～10 の優先順位にしたがって交付される。
1. 身体障害者（第 1 種または 1 級～4 級）※1
 2. 知的障害者※1
 3. 精神障害者※1
 4. 原爆被爆者
 5. 戦傷病者
 6. 中国残留邦人等高齢者
 7. 被保護高齢者
 8. 母子世帯※2
 9. 中国残留邦人等世帯※2
 10. 被保護世帯※2
- ※1 上記 1～3 の方のうち、第 1 種身体障害者の方、知的障害者の方、精神障害者 1 級の方については、介添人の方が同乗される場合に使用できる介護付乗車証を交付している。
- ※2 母子世帯、中国残留邦人等世帯、被保護世帯については世帯に 1 枚交付。
- ③ 目 的 社会参加の促進と移動支援
- ④ 利用者負担 無 料
- ⑤ 適用交通機関 市バス、市営地下鉄
民間バス
(神姫バス、山陽バス、神鉄バス、阪神バス、阪急バス)
ポートライナー・六甲ライナー
- ⑥ 負 担 金 1,933 百万円 (平成 23 年度決算見込額)
- ⑦ 交付形態 磁気カード (平成 25 年 4 月 1 日より IC 化予定)
- ⑧ 交付枚数 90,330 枚 (平成 23 年度交付実績)
- ⑨ 交付方法 区役所等の窓口での交付
※毎年 4 月から更新交付、有効期限 1 年間

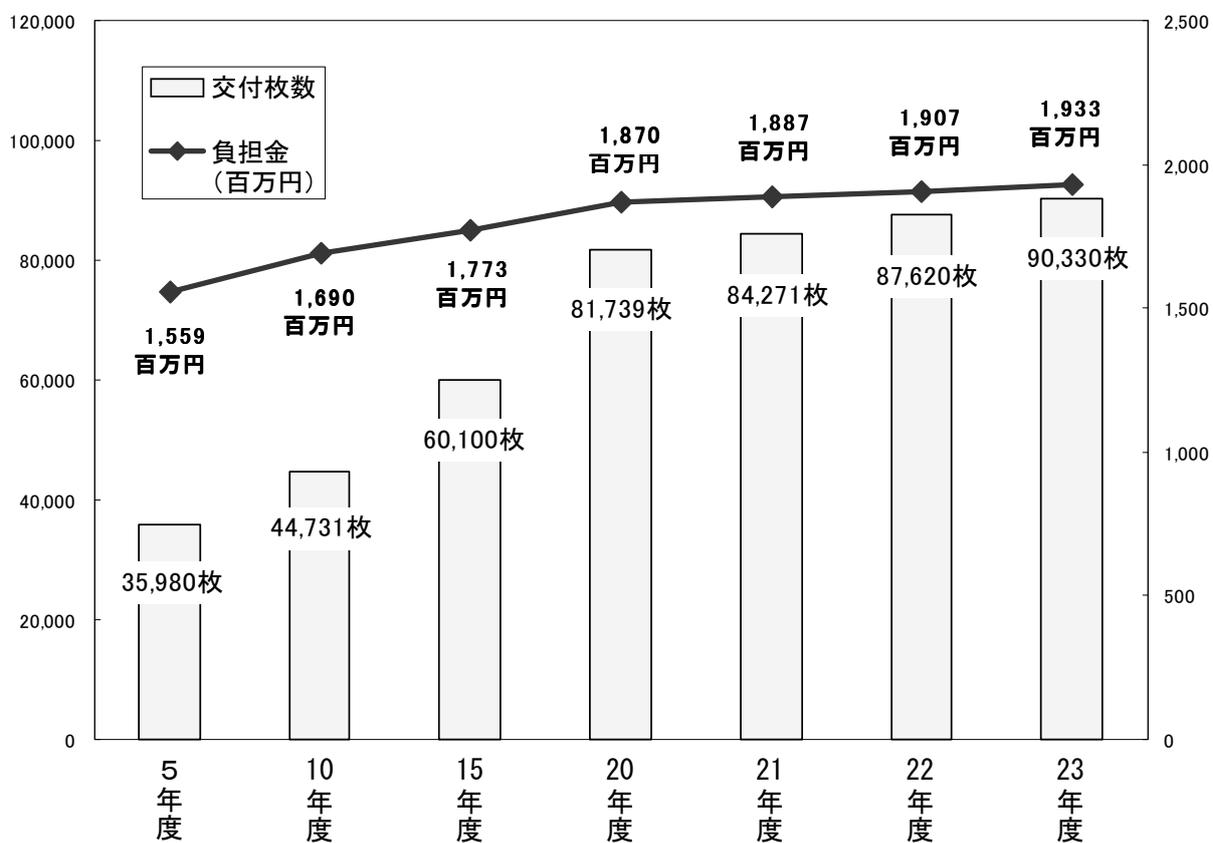
(2) 制度の沿革

昭和 43. 5. 1	福祉乗車制度開始	【対象者】身体障害者（第1種）、知的障害者、母子世帯、被保護世帯、原爆被爆者 【対象交通機関】市バス、市電
昭和 43.11. 1	対象者拡大	【対象者】戦傷病者を追加
昭和 46. 3.13	対象交通機関縮小	※市電廃止に伴う対象交通機関縮小
昭和 48.10. 1	対象交通機関拡大	【対象交通機関】神姫バス、山陽バスを追加 ※特定の区の住民については、市バス乗車証か民バス（1社限定）の回数券のいずれかを選択可能
昭和 50.11. 1	対象者拡大	【対象者】失対労働者を追加
昭和 53. 6. 1	対象者拡大	【対象者】身体障害者第1種を除く4級以上を追加
昭和 54. 8. 1	対象者拡大	【対象者】母子家庭医療費受給世帯である母子世帯を追加
昭和 60. 6.18	対象交通機関拡大	【対象交通機関】市営地下鉄（学園都市～新神戸）を追加 ※市バス・地下鉄共通の乗車証
平成 2. 2. 1	対象者拡大	【対象者】内部障害者である身体障害者を追加
平成 2.10. 1	対象交通機関拡大	【対象交通機関】神姫ゾーンバス、神鉄バス（神鉄運輸サービスを含む）、神戸新交通（ポートライナー・六甲ライナー）を追加 ※特定の区の住民は、市バス・地下鉄共通乗車証か民バス・新交通のいずれか1社限定の回数券を選択可能
平成 5. 4. 1	全線共通パス方式導入 対象交通機関拡大	※対象交通機関が1枚の乗車証で利用可能 【対象交通機関】阪神バス、阪急バスを追加
平成 6. 4.30	対象者縮小	【対象者】失対労働者を除外
平成 8.11. 1	対象者拡大	【対象者】精神障害者を追加
平成 13. 7. 7	対象交通機関（路線）拡大	【対象交通機関】市営地下鉄海岸線の開業に伴い、同路線を対象路線として追加
平成 16. 4. 1	対象者拡大	【対象者】母子家庭医療費受給世帯である母子世帯以外の世帯を追加（但し父子世帯を除く）
平成 18. 2. 2	対象交通機関（路線）拡大	【対象交通機関】神戸新交通（ポートライナー）の空港島への延伸に伴い、同路線を対象路線として追加
平成 20. 4. 1	対象者拡大	【対象者】中国残留邦人等世帯を追加
平成 20. 8.27	対象者拡大	【対象者】被保護高齢者、中国残留邦人等高齢者を追加

(3) 制度の実施状況

	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23
交付枚数 (枚)	35,980	44,731	60,100	81,739	84,271	87,620	90,330
指数	100	124	167	227	234	244	251
負担金 (百万円)	1,559	1,690	1,773	1,870	1,887	1,907	1,933
指数	100	108	114	120	121	122	124

※ 指数は平成5年度を100とした場合の数値



2 福祉乗車制度の問題点

(1) 交付枚数の増加に伴う財政負担の増大

対象交通機関（路線）及び対象者の拡大並びに社会状況の変化等による対象者数の増加に伴って、福祉パスの交付枚数は年々増加しており、本市の財政負担が大きくなっている。

(2) 利用実績の把握が困難な点と不正使用の問題

現行の福祉パスは磁気カードであり、バスには券面の提示のみで乗車できるため、平成20年にIC化した敬老パスのように正確な利用実績を把握することができない点やカラーコピー等による不正使用が問題となっている。

そのことにより、交通事業者からは利用実績に応じた負担金の配分及び不正使用に対する対策を強く求められている。

(3) 他都市との比較及び他の移動支援施策との関係の整理

政令指定都市の中で、被保護世帯を対象とした福祉乗車制度を実施しているのは本市だけであり、母子世帯を対象としているのは本市を含めて4都市（横浜、川崎、大阪、神戸）である。また、生活保護における移送費等、他に利用できる移動支援施策もあり、各施策の関係の整理が必要となっている。

(参 考)

○ 神戸市事務事業外部評価における所見

福祉乗車制度に対しては、平成 16 年度に実施された神戸市事務事業外部評価において、「事業の趣旨は認められるが、所得制限、有料化についても検討すべき。また、不正使用に対する対策を徹底すべき。」との所見が付されている。

○ 神戸市行財政改善懇談会における「受益と負担の最適化」の検討

神戸市行財政改善懇談会「受益と負担に関するワーキンググループ」報告書（平成 19 年 6 月）において、受益と負担の見直しの検討が必要な事業例として福祉乗車制度が例示されており、また、平成 21 年度の神戸市行財政改善懇談会においても、福祉乗車制度を含む市民サービス（給付・助成等）について、「受益と負担の最適化」の観点から今後見直しの検討が必要と指摘されている。

○ 「神戸市行財政改革 2015」の推進

現在、市の財政状況は依然、厳しい状況であり、平成 23 年度から 5 年間の行財政改革計画として「神戸市行財政改革 2015」を策定し、行財政改革を断行しているところである。これらの取り組みのひとつとして「事務事業の最適化」を掲げており、将来世代も含めた負担の公平性等の観点を踏まえ、真に必要な市民サービスを将来にわたり提供していくための受益と負担の一層の適正化が求められている。

3 福祉乗車制度の今後のあり方について

(1) 制度の意義の再確認

本制度は社会参加の促進等を目的として昭和43年に開始されたものであるが、制度発足後44年が経過する中で、情報化の進展をはじめとする社会状況の変化等により社会参加の定義や態様は多様化しており、本制度の果たす役割もそれに伴い変化してきているものと考えられる。本制度の今後のあり方を検討するにあたっては、利用者ニーズの実態把握を図るなど、本制度の今日的意義を再確認することが重要である。

(2) 制度の持続可能性の確保

本制度において、神戸市から交通事業者に対して支払われる負担金は、平成23年度見込で約19億円に上り、財政的に持続可能であるかどうか大きな問題となっている。本制度の今後のあり方を考えるにあたっては、制度の持続可能性の観点から検討を行うことが必要である。

① 他の移動支援施策との関係の整理

制度の持続可能性の観点からは、他の移動支援施策との関係を整理し、無駄を省いていくことが必要である。また、他都市の状況等も考慮する必要があるが、その際には、神戸市における本制度の経緯や、本制度を取り巻く状況についても留意しながら検討すべきである。

② 所得制限及び受益者負担の検討

本制度を安定的に維持、継続していくためには、所得制限や受益者負担の導入についての検討が必要である。ただし、本制度においては、対象者によって様々な生活状況が想定されることから、所得

制限等の導入にあたっては、対象者ごとの利用実績等を十分検証した上で、整理して考える必要がある。

③ 市民の理解と情報発信

本制度を継続していくうえで、納税者である市民の理解を得ることは不可欠である。制度の公平性を確保するとともに、本制度の内容について、実施にかかる経費等を含め、広く市民に向けて情報発信を行う必要がある。

(3) 対象者ごとの見直しの方向性

① 身体障害者・知的障害者・精神障害者

現行の神戸市の福祉乗車制度は、身体障害者等の社会参加の促進と移動支援を行い、身体障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする制度であり、現在、多くの政令指定都市等においても、同様の制度を導入し、障害のある人の社会参加を推進するための有効な施策となっている。

ただ、対象となる身体障害者等への福祉パスの交付枚数は増加傾向にあり、その利用の実態は分からない状況となっている。そのため、IC化により障害者の福祉パスの利用実績を把握し、移動がさまざまな形で制限される障害者の社会参加を推進するための施策となっているか、引き続き検証していく必要があると考える。

また、障害者を対象とした福祉乗車制度は、障害者の社会参加を支えていくための施策であり、他都市を見ても所得制限や一部負担を求めている例は少ない。しかし、障害者手帳交付者は増加傾向にあり、財政的に制度を維持するために、所得制限や一部負担などについては、将来的な課題として検討していく必要があると考える。

なお、福祉乗車制度の他に、重度心身障害者タクシー利用券助成や、他都市の一部で実施されている燃料費助成などの移動支援制度があるが、これらを含めて、障害者の移動支援全体についての施策

のあり方について、障害者の意見も聞き、さらに検討することが適当である。

② 母子世帯

母子世帯については、経済的に厳しい家庭が多い中、移動支援策として、また経済的支援策の一つとして福祉パスを交付してきた。ただ、同様の制度を実施している政令指定都市は神戸市を含め4市だけとなっている。また、現行の磁気カードではその利用実態の把握ができず、具体的にどの程度活用されているかが不明である。

そこで、制度の安定的な維持・継続のために、I C化することにより、利用実績を把握した上で、母子支援施策全体における、移動支援及び経済的支援としての福祉パスについて、一部負担等の導入も含め、今後も継続して検討していく必要がある。

なお、ひとり親支援施策として、福祉パスの交付対象に父子世帯を含めることも検討すべきである。

③ 被保護世帯

生活保護受給世帯については、毎月支給されている保護費の範囲内で、日常的な社会活動に要する交通費も含めて、通常予測される生活需要を全て賄うべきものとされており、また、求職活動や通院等経常的な保護費で交通費を賄いきれない特別な需要が生じたときには、別途「移送費」として対応可能な場合がある。このような状況のもとで、福祉パスを支給することは、本来、保護費や移送費で賄うべき交通費を、市の独自事業で重ねて負担していることになる。他の政令指定都市においても、生活保護受給世帯を対象とした福祉乗車制度が実施されていないことから、生活保護受給世帯については、福祉乗車制度の対象から除外することを検討すべきである。なお、いわゆる引きこもり対策等については、他の施策の活用等により、社会参加の促進に配慮していく必要がある。

④ 原爆被爆者・戦傷病者・中国残留邦人等世帯

原爆被爆者、戦傷病者及び中国残留邦人等世帯については、先の大戦により多くの負担を強いられた方々であることから、現時点において制度を見直す必要性は低いと考えられる。

(4) IC化にあたっての留意事項

利用実績の把握及び不正防止対策を目的として、平成25年4月より、福祉パスのIC化を予定しているが、IC化にあたっては、(3)で述べた「対象者ごとの見直しの方向性」など本検討会の意見を踏まえて導入を図りたい。

なお、導入にあたっては、特に以下の点について留意すべきである。

① 利用実績の活用

IC化によって得られる利用実績を活用して、利用者ニーズの実態把握を図るとともに、社会参加の促進等にかかる制度の効果の検証や、利用実績に応じた交通事業者への負担金の配分等を行い、市民及び交通事業者への説明責任を果たすよう努めるべきである。

② 不正防止対策

IC化にあたっては、不正防止対策を徹底し、できる限り不正の起こしやがないシステムを構築すべきである。

③ 利用者への配慮

IC化によって、利用者にとって不便になることのないよう、特に障害者の方について、十分な配慮が必要である。

4 制度見直しにあたっての留意事項

(1) 社会参加の促進の確保

本制度のあり方を検討する際には、すべて経済的なことに還元して考えるだけではなく、本制度の果たしている「社会参加の促進」について看過してはいけない。

(2) 制度見直しの視点

財政負担の削減を一番の目的とするのではなく、まずはきめ細かい福祉施策、無駄な行政コストの削減という観点から制度を見直すという視点が第一であるべきである。

(3) 市民意見の聴取

本制度の見直しについては、利用者ニーズの実態把握を図るとともに、利用者の意見や、納税者の意見など、広く市民の意見を踏まえて検討すべきである。

(4) 利用者に対する啓発

本制度は、納税者として本制度を支える市民がいるからこそ実施できるものである。適正利用の促進の観点からも、利用者に対して、本制度の仕組みや実態を知ってもらうことが必要である。

(5) より効果的な施策の検討

本制度の目的のひとつである「移動支援」という観点からは、福祉パスを交付するよりも効果的な方法が他にあるのではないかと。制度の有効性を絶えず検証しながら、限られた予算をより効果的な施策に向けていくという考え方も必要である。

資 料

	頁
1 福祉乗車制度の他都市との比較	
1-1 政令市	11
1-2 近隣市	12
2 身体障害者・知的障害者・精神障害者	
2-1 身体障害者・知的障害者・精神障害者に対する福祉乗車証について	13
2-2 他都市の概要	
2-2-1 政令市	15
2-2-2 近隣市	16
2-3 所得制限について	17
2-4 障害者施策制度一覧	18
3 母子世帯	
3-1 母子世帯に対する福祉乗車証について	19
3-2 他都市の概要（政令市）	20
3-3 所得制限について	21
3-4 母子家庭施策・父子家庭施策制度一覧	22
4 生活保護世帯・中国残留邦人等世帯	
4-1 生活保護世帯に対する福祉乗車証について	23
4-2 中国残留邦人等支援給付世帯に対する福祉乗車証について	24
4-3 生活保護・中国残留邦人等支援給付制度における交通費の考え方	25
4-4 生活保護及び中国残留邦人等支援給付の基準について	26
5 原爆被爆者・戦傷病者	
5-1 原爆被爆者・戦傷病者に対する福祉乗車証について	27
5-2 原爆被爆者・戦傷病者について	28
○ 神戸市福祉乗車制度のあり方検討会開催要綱	29
○ 神戸市福祉乗車証交付要綱	30
○ 神戸市福祉乗車制度のあり方検討会 委員名簿	33
○ 神戸市福祉乗車制度のあり方検討会 審議経過	34

1 福祉乗車制度の他都市との比較

1-1 政令市（20市）

① 障害者（身体・知的・精神）

制度あり	所得制限	使用限度額（又は自己負担額）	
		なし（10市）	あり（4市）
（14市）	なし (12市)	神戸市 、札幌市、川崎市 横浜市、名古屋市、京都市 大阪市、北九州市、福岡市 (9市)	静岡市※、浜松市 熊本市（3市） ※精神障害者のみ
	あり (2市)	仙台市（1市）	広島市（1市）
制度なし (6市)	千葉市、さいたま市、新潟市、堺市、岡山市、相模原市（6市）		

② 母子世帯

制度あり	所得制限	使用限度額（又は自己負担額）	
		なし（3市）	あり（1市）
（4市）	なし (1市)		大阪市※（1市） ※半額負担
	あり (3市)	神戸市 、川崎市、横浜市 (3市)	
制度なし (16市)	札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、浜松市、新潟市、 名古屋市、京都市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、 相模原市、熊本市（16市）		

③ 生活保護世帯

制度あり (1市)	神戸市
制度なし (19市)	札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、川崎市、横浜市、静岡市、 浜松市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、 広島市、北九州市、福岡市、相模原市、熊本市（19市）

④ 中国残留邦人等支援給付世帯

制度あり (2市)	神戸市 、横浜市
制度なし (18市)	札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、川崎市、静岡市、 浜松市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、 広島市、北九州市、福岡市、相模原市、熊本市（18市）

⑤ 原爆被爆者・戦傷病者

制度あり (10市)	神戸市 、札幌市、川崎市、横浜市、名古屋市、 京都市、浜松市、大阪市、北九州市※、福岡市（10市） ※戦傷病者のみ
制度なし (10市)	仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、新潟市、 堺市、岡山市、広島市、相模原市、熊本市（10市）

1-2 近隣市（6市）

① 障害者（身体・知的・精神）

			使用限度額（又は自己負担額）	
			なし（4市）	あり
制度あり (4市)	所得制限	なし (4市)	神戸市 、尼崎市、明石市、 姫路市（4市）	
		あり		
制度なし (2市)	西宮市、芦屋市（2市）			

② 母子世帯、③ 生活保護世帯

制度あり (1市)	神戸市
制度なし (5市)	尼崎市、西宮市、芦屋市、明石市、姫路市（5市）

④ 原爆被爆者・戦傷病者等

制度あり (2市)	神戸市 、尼崎市※（2市）	※原爆被爆者のみ
制度なし (4市)	西宮市、芦屋市、明石市、姫路市（4市）	

2 身体障害者・知的障害者・精神障害者

2-1 身体障害者・知的障害者・精神障害者に対する福祉乗車証について

1. 交付状況

- 介護付乗車証…第1種身体障害者の方・知的障害者の方・精神障害者保健福祉手帳1級の方に交付
単独用乗車証…第1種身体障害者を除く2級～4級の方、精神障害者保健福祉手帳2級～3級の方に交付
- 交付枚数（平成24年3月末現在）
身体 35,752枚 知的 8,302枚 精神 8,372枚

2. 対象者数の推移

身体障害者及び知的障害者、精神障害者の方の交付枚数は以下のとおり増加傾向にある。

	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23
身体障害者 (枚)	17,162	20,917	26,369	33,601	34,117	35,033	35,752
知的障害者 (枚)	3,509	4,364	5,397	7,177	7,446	7,812	8,302
精神障害者 (枚)	0※	1,766	3,604	6,560	7,058	7,613	8,372

※平成8年11月1日から精神障害者にも対象者拡大

3. 他の移動支援制度

(1) 重度心身障害者タクシー利用券

- 趣旨
社会参加の促進を図るためタクシー乗車料金の一部を助成する。
- 対象者
 - ① 下肢・体幹・移動機能、内部、視覚障害の1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ② 重度判定の療育手帳の交付を受けている方
- 助成内容
※いずれも福祉乗車証又は敬老優待乗車証の交付を受けている方は不可。
タクシー券1枚当たり500円、1乗車につき最大3枚利用可。年間最大72枚。

(2) 障害者手帳の提示による割引

○対象者

身体障害者手帳・療育手帳所持者

○助成内容

手帳の提示により割引を受けることができる。

※手帳の等級や各交通機関によって割引の内容は異なる。

4. 課題

- 障害者の社会参加への支援の一翼をになっているが、交付枚数は年々増加傾向にある。

2-2 他都市の概要

2-2-1 政令市（身体障害者・知的障害者・精神障害者）

都市名	開始時期	対象交通機関	対象者	所得制限	使用限度額
神戸	S43年	市バス 地下鉄 民営バス5社 神戸新交通(株)	身体障害者手帳1～4級 療育手帳 精神障害者手帳	無	無
札幌	S46年	地下鉄 市電 民営バス4社	身体障害者手帳1～4級 療育手帳 精神障害者手帳	無	無(対象者の一部は使用限度額有)
仙台	H元年	市バス 地下鉄 民営バス1社	身体障害者手帳1～4級 療育手帳 精神障害者手帳	本人の前年の所得が360万4,000円(扶養親族等がある場合は1人につき38万円を加算)以下	無
横浜	S41年	市バス 地下鉄 民営バス12社 横浜新都市交通(株)	身体障害者手帳1～4級 療育手帳(A1・B1) 精神障害者手帳	無	無
川崎	S42年	市バス 民営バス3社	手帳所持者	無	無(対象者の一部は使用限度額有)
静岡	H15年	民営バス2社 鉄道1社 JR	精神障害者手帳	無	6,000円
浜松	S50年	鉄道1社 民営バス3社 地域バス	手帳所持者	無	7,000円
名古屋	S46年	市バス 地下鉄 名古屋ガイドウェイバス(株)	身体障害者手帳1～4級 療育手帳 精神障害者手帳	無	無
京都	S50年	市バス 地下鉄 民営バス4社	身体障害者手帳1～4級 療育手帳 精神障害者手帳	無	無
大阪	S26年	市バス 地下鉄	手帳所持者	無	無
広島	H5年	民営バス8社 JR等	手帳所持者	本人の前年の所得が159万5,000円(扶養親族等がある場合は1人につき38万円を加算)以下	3,000円
北九州	S54年	市バス	身体障害者手帳1～4級 療育手帳 精神障害者手帳	無	無
福岡	S56年	地下鉄 民営バス3社 鉄道1社 JR等	手帳所持者	無(対象者の一部は所得制限有)	無(対象者の一部は使用限度額有)
熊本	H8年	市電 市バス 民営バス5社 鉄道1社	身体障害者手帳1～3級 療育手帳 精神障害者手帳	無	5,000円

2-2-2 近隣市（身体障害者・知的障害者・精神障害者）

都市名	開始時期	対象交通機関	対象者	所得制限	使用限度額
神戸	S43年	市バス 地下鉄 民営バス5社 神戸新交通	身体障害者手帳1～4級 療育手帳 精神障害者手帳	無	無
姫路	H2年	民営バス1社 JR 鉄道1社等	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者手帳	無	無（対象者の一部は使用限度額有）
明石	S59年	民営バス3社	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者手帳	無	無
尼崎	S44年	市バス	身体障害者手帳1～4級 療育手帳 精神障害者手帳	無	無

2-3 所得制限について（身体障害者・知的障害者・精神障害者）

障害者の自立・社会参加を推進するために、多くの政令市が、福祉乗車制度を導入し、障害のある人の社会参加を促す有効な施策となっている。

また、福祉乗車証は、障害者の社会参加の促進のために交付されているものであることから、所得制限を設けている政令市は少なく、一部の政令市での実施に限られている。

（障害者対象の福祉乗車証の他都市との比較について）

福祉乗車制度	政令市名		
制度あり (14市)	所得制限	なし (12市)	神戸市 、札幌市、川崎市、横浜市、静岡市* ¹ 、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、北九州市、福岡市* ² 、熊本市
		あり (2市)	仙台市、広島市
制度なし (6市)	千葉市、さいたま市、新潟市、堺市、岡山市、相模原市		

* 1（静岡市）精神障害者に限る。

* 2（福岡市）一部で所得制限が設けられている。

2-4 障害者施策制度一覧

制 度	内 容	所得制限	備 考
福祉乗車証	市内に住んでいる障害者に、市バス・地下鉄などの対象交通機関の共通乗車証(無料バス)を交付。 [対象者] 介護付福祉乗車証＝身体障害者(1種)、知的障害者、精神障害者(1級) 単独福祉乗車証＝身体障害者(上記を除く1～4級)、精神障害者(2～3級)	無	
市バス・市営地下鉄の交通費の割引	身体障害者手帳、療育手帳の提示で、市バス普通区、市営地下鉄の普通券、回数券、定期券を割引で購入できる。	無	
ポートライナー・六甲ライナーの交通費の割引	身体障害者手帳、療育手帳の提示で、本人と介護者の普通券、回数券、定期券を割引で購入できる。	無	単独利用の場合は普通運賃。
JR/私鉄の交通費の割引	身体障害者手帳、療育手帳の提示で、本人と介護者の普通券、回数券、定期券を割引で購入できる。	無	単独で普通券購入の場合は片道100キロを超える場合に割引となる。
民営バスの交通費の割引	身体障害者手帳、療育手帳の提示で、本人と介護者の普通券、回数券、定期券を割引で購入できる。	無	小児の場合は小児運賃から更に割引。
有料道路通行料の割引	①身体障害者手帳の交付を受けている者が自ら運転する場合、 ②重度(1種のみ)の身体障害児・者または重度(1種のみ)の知的障害児・者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合 に50%割引。	無	
タクシー利用助成	1枚500円のチケットを年間最大72枚交付している。なお障害者割引後の乗車料金に応じて1乗車につき最大3枚まで使用できる。 [対象者] 視覚、下肢、体幹、移動機能、内部障害者で1・2級の身体障害者、及び重度の知的障害者	無	福祉乗車証との併用不可
自動車税・軽自動車税	①本人または当該障害者と生計を一にする者が所有し、本人が運転するもの、または障害者と生計を一にする者がもつばら障害者の用に供する自動車・軽自動車 ②障害者のみで構成される世帯の障害者が所有し、当該障害者を常時介護する者が継続して日常的に運転し、もつばら障害者の用に供する自動車・軽自動車 に対して減免。	無	自動車税は減免額の限度有 自動車⇒県税事務所 軽自動車⇒市税事務所
市立駐車場の割引	①市内在住の身体障害者手帳1～4級所持者で自らが運転する自動車 ②市内在住の重度障害者(身体障害者手帳1種、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級)が同乗する介護者運転の自動車 で障害者用駐車券と手帳を提示することで対象の市立駐車場の利用が3時間まで無料。	無	介護者とは当該障害者と生計を一にする、もしくは継続して日常的に介護している者。
有料施設等の割引	身体障害者、知的障害者、精神障害者、特定疾病患者が施設等へ入場する場合に、手帳、医療受給者証を窓口に表示することで入場料を減免。	無	小磯記念美術館、王子動物園、須磨海浜水族園他16箇所。
NHK放送受信料の減免	世帯構成員のいずれかが、障害者の手帳(身体障害者手帳、療育手帳(または判定書)、精神障害者保健福祉手帳)のいずれかを所持していて、世帯全員が市民税非課税の場合 ⇒全額免除 視覚障害者または聴覚障害者が世帯主で受信契約者の場合、もしくは身体障害1・2級、知的障害A、精神障害1級の者が世帯主で受信契約者の場合 ⇒半額免除	有	世帯全員が市民税非課税の場合 ⇒全額免除
自動車改造助成	肢体不自由で、1・2級の身体障害者に対して自己保有の自動車の操向装置、駆動装置等を改造する経費を支給	有	限度額10万円
住宅改修助成・貸付制度	身体障害者手帳所持者で施工前の訪問調査等により住宅改修が必要であると認められた者に、住宅改修費の一部または全額を助成・貸付。	有	・生計中心者(世帯構成員の中で前年分の所得金額が最も高い人)が給与収入のみの人で前年分の給与収入額が800万円を超えない。 ・生計中心者が給与収入のみ以外の人で前年分の所得金額が600万円を超えない。

3 母子世帯

3-1 母子世帯に対する福祉乗車証について

1. 交付状況

- 児童扶養手当や医療費助成を受けている母子家庭の世帯員のうち1人に交付
- 交付枚数（平成24年3月末現在）14,107枚

2. 対象者の推移

	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23
母子世帯 (枚)	7,835	8,810	11,764	13,942	14,005	14,168	14,107

3. 他の移動支援制度

- J R通勤定期割引制度（実施：昭和43年4月～）
 - (1) 内容 J R通勤定期乗車券を3割引で購入できる制度
 - (2) 実施主体 J R
 - (3) 対象者 児童扶養手当受給世帯（父子家庭を含む）の世帯員

4. 課題

- ・児童扶養手当・医療費助成は父子家庭も対象としているが、福祉パスにおいては対象外となっている。
- ・母子家庭は経済的に厳しい家庭が多く、福祉乗車証は経済的支援の一つとなっているが、同様の制度は他都市では少数派である。
- ・利用実績を把握し、母子世帯の移動支援のあり方を検討していく必要がある。

5. 参考（母子家庭に対するその他の支援策）

- (1) 経済的支援
 - 児童扶養手当、母子家庭医療費助成
 - 母子福祉資金、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭高等技能訓練促進費事業 等
- (2) 自立促進
 - 母子家庭等就業・自立支援センター事業
 - 母子家庭等日常生活支援事業 等
- (3) 住宅等の提供
 - 公営住宅の優先入居、母子生活支援施設

3-2 他都市の概要（母子世帯・政令市）

都市名	開始時期	対象交通機関	制 度 概 要
神戸	S43年	市バス 地下鉄 民営バス5社 神戸新交通(株)	児童扶養手当を受給している世帯、神戸市母子家庭等医療費の助成を受けている世帯、母子生活支援施設に入所している世帯のうち父子世帯を除く世帯について、当該世帯のうち1名に交付。
横浜	S41年	市バス 地下鉄 民営バス12社 横浜新都市交通(株)	児童扶養手当を受給している世帯、母子生活支援施設に入所している世帯のうち1名に交付。
川崎	S42年	市バス	児童扶養手当を受給している世帯に対し1枚交付。
大阪	S47年	市バス 地下鉄	18歳の誕生日以降、最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障害の状態にある場合は、20歳未満の児童)のいる母子家庭等(父子世帯を除く)の世帯主に、割引証を交付。

3-3 所得制限について（母子世帯）

母子世帯に対する福祉乗車証については、母子生活支援施設に入所している世帯、児童扶養手当を受給している世帯、又は母子家庭等医療費助成を受けることができる世帯を交付対象としているため、原則として児童扶養手当の所得制限額（※）以上の所得がある世帯には交付されない。

※児童扶養手当所得制限額（母子家庭等医療費助成の所得制限も同額）

扶養親族等の数	所得限度額	
	受給資格者 (母、父または養育者)	扶養義務者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円

所得制限額への加算額

(1) 受給資格者（母、父または養育者）の場合

老人控除対象配偶者・老人扶養親族1人につき10万円

特定扶養親族（16～22歳）1人につき15万円

(2) 扶養義務者の場合

老人扶養親族1人につき6万円（ただし、扶養親族がすべて70歳以上のときは1人を除く）

児童扶養手当受給世帯数（平成24年3月末）

13,258世帯（母子12,744世帯、父子478世帯、養育者36世帯）

（母子世帯対象の福祉乗車証の他都市との比較について）

福祉乗車制度	政令市名		
制度あり (4市)	所得制限	なし (1市)	大阪市※ ※半額負担
		あり (3市)	神戸市 、川崎市、横浜市
制度なし (16市)	札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、浜松市、新潟市、名古屋市、京都市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、相模原市、熊本市		

3-4 母子家庭施策・父子家庭施策制度一覧

制 度	内 容	母子家庭	父子家庭	所得制限
福祉乗車証	・母子家庭の世帯員のうち一人に市営バス・地下鉄等の無料乗車証を交付。	○	×	有 (児童扶養手当の所得制限)
JR通勤定期券の特別割引	・JR通勤定期券が割引で購入できる。 ・児童扶養手当受給世帯の世帯員が対象。	○	○	有 (児童扶養手当の所得制限)
児童扶養手当	・父(母)と生計をともにできない18歳未満の児童を養育している母(父)等に支給。	○	○	有
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	・教育訓練講座の受講に要した経費の2割相当額を受講修了後に支給。	○	×	有 (児童扶養手当受給程度の所得)
母子家庭高等技能訓練促進費事業	・特定の資格取得のため2年以上養成機関で修業する場合、訓練促進費を支給。	○	×	有 (児童扶養手当受給程度の所得)
母子家庭等就業・自立支援センター事業	・就業相談、就職準備セミナー、就職情報提供など一貫した就業支援サービスを実施。	○	×	一部有 「福祉から就労支援」事業のみ児童扶養手当の所得制限。
母子生活支援施設	・18歳未満の児童を養育する住宅や生活上の問題を抱える母子家庭を入所。	○	×	・利用については所得制限無 ・所得に応じて徴収金を賦課
市営住宅優先入居	・抽選倍率の優遇措置。 ・母子・父子世帯向市営住宅の募集。	○	○	有
母子家庭等日常生活支援事業	・一時的に日常生活を営むのに支障が生じた場合、家事援助や保育サービスを実施。	○	○	・利用料について、生活保護世帯・市県民税非課税世帯の場合、減免有
子育てリフレッシュ事業の利用料減免	・病気等で困っているとき、リフレッシュしたいときなどに、施設にて子どもを預かる。 ・母子家庭、父子家庭は利用料の減免あり。	○	○	・利用については所得制限無 ・利用料について、利用事由・世帯状況に応じて異なる。
母子家庭等医療費助成	・健康保険の自己負担分を助成する制度。	○	○	有 (児童扶養手当の所得制限)
母子福祉資金貸付	・修学・就学支度・住宅・転居等12種類の貸付。 ・父子家庭については修学・就学支度・就業・就職支度の4種類。	○	○ (4種類のみ)	無

4 生活保護世帯・中国残留邦人等世帯

4-1 生活保護世帯に対する福祉乗車証について

1. 交付状況

- 生活保護世帯には、1世帯に1枚交付。
- 交付枚数（平成24年3月末現在）
生活保護：15,245枚 生活保護(70歳以上)：7,441枚

2. 対象者数の推移

生活保護受給世帯の増加に伴い、交付枚数も増加している。

	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23
生活保護 (枚)	5,866	7,260	11,497	12,430	13,629	14,787	15,245
生活保護 (70歳以上) (枚)	—	—	—	6,708	6,762	7,031	7,441

3. 他の移動支援制度

- ① 求職活動の交通費・・・生活扶助の移送費
通勤費用については、勤労収入より必要経費として控除
- ② 通院交通費・・・医療扶助の移送費
- ③ その他日常的な社会活動に要する交通費は、基準生活費により賄う。

4. 課題

生活保護制度における移送費等、他に利用できる移動支援施策もあり、他都市の状況も踏まえ、各施策との関係の整理が必要となっている。

4-2 中国残留邦人等支援給付世帯に対する福祉乗車証について

1. 交付状況

- 支援給付世帯には、1世帯に1枚交付。
- 交付枚数（平成24年3月末現在）
45枚（うち70歳以上30枚）

2. 対象者数の推移

	H20	H21	H22	H23
支援給付世帯 （枚）	11	13	13	15
支援給付70歳以上 （枚）	34	34	33	30

3. 他の移動支援制度

- ① 求職活動の交通費・・・生活支援給付の移送費
通勤費用については、勤労収入より必要経費として控除
- ② 通院交通費・・・医療支援給付の移送費
- ③ その他日常的な社会活動に要する交通費は、基準生活費により賄う。

4. 課題

支援給付制度における移送費等、他に利用できる移動支援施策もあり、他都市の状況も踏まえ、各施策との関係の整理が必要となっている。

4-3 生活保護、中国残留邦人等支援給付制度における交通費の考え方

保護の基準は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要の全てを満たすための費用として認定するものであり、被保護者は、毎月支給される保護費の範囲内において、通常予測される生活需要は全て賄うべきものとされている。中国残留邦人等支援給付も生活保護に準じた取扱いとなる。

日常的な社会活動に要する交通費^{*1}は、月々の保護費で全て賄うべきものであるが、熱心に求職活動を行った場合^{*2}や病気療養上交通機関による通院を要する場合^{*3}等において交通費を要する場合は一時扶助による対応が可能である。

*1（日常的な交通費）

日常的な社会活動に要する交通費は、毎月支給される保護費の範囲内において、通常予測される生活需要として賄うべきものである。

*2（求職活動等）

被保護者が福祉事務所の指示又は指導を受けて就職手続き等のために熱心かつ誠実に努力した場合は、生活扶助移送費として必要最小限度の交通費等を支給することができる。

*3（通院等）

被保護者が医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合は、医療扶助移送費として必要最小限度の交通費を支給することができる。ただし、原則として要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限る。

4-4 生活保護及び中国残留邦人等支援給付の基準について

○ 生活保護の基準

【扶助の種類】

1. 生活扶助…衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの。
経常的な生活費のほか、移送費などの一時扶助がある。
2. 住宅扶助…家賃、地代等。
3. 教育扶助…義務教育に伴って必要な費用。
4. 医療扶助…医療費を現物で支給するほか、通院等のための移送の給付がある。
5. 介護扶助…要介護者の介護サービス費を現物で支給する。
6. 出産扶助…分娩のための費用。
7. 生業扶助…技能修得のための費用、高等学校就学費等。
8. 葬祭扶助…火葬等のための費用。

【標準的な事例】

	33歳男 29歳女 4歳子	40歳単身	70歳単身
生活扶助	172,167円	84,987円	77,057円
住宅扶助	55,300円	42,500円	42,500円
計	227,467円	127,487円	119,557円

※ 平成24年度基準に基づく金額。

※ 住宅扶助費は上記金額の範囲内の実費。

○中国残留邦人等支援給付の基準

支援給付の実施については生活保護法の規定の例によるとされており、その基準は上記の生活保護基準に老齢基礎年金の月額（65,541円）を加えた額となる。支援給付は、特定中国残留邦人等（昭和21年12月31日以前に出生していること等の要件あり。）及びその配偶者が対象。

【標準的な事例】

	70歳と65歳の夫婦	70歳単身
生活支援給付	118,176円	77,057円
住宅支援給付	55,300円	42,500円
(基礎年金額)	65,541円	65,541円
計	239,017円	185,098円

※ 平成24年度基準に基づく金額。

※ 住宅支援給付は上記金額の範囲内の実費。

5 原爆被爆者・戦傷病者

5-1 原爆被爆者・戦傷病者に対する福祉乗車証について

1. 交付状況

- 被爆者手帳又は戦傷病者手帳を所持している方に対し福祉乗車証を交付。
- 交付枚数（平成24年3月末現在）

原爆被爆者：1,011枚　　戦傷病者：55枚

2. 対象者数の推移

原爆被爆者及び戦傷病者の方の高齢化が進んでおり、交付枚数は以下のとおり減少傾向にある。

	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23
原爆被爆者 (枚)	1,315	1,260	1,251	1,168	1,113	1,057	1,011
戦傷病者 (枚)	185	354※	218	108	94	73	55

※H6年度に敬老パスの交付について一部有償交付制度を導入したことにより、敬老パスから福祉パスへ対象者の移動があったため、H5年度からH10年度にかけて増加している。

3. 他の移動支援制度

原爆被爆者：他の移動支援制度は無い。

戦傷病者：戦傷病者特別援護法に基づき、障害の程度により、一定回数JR乗車船が無賃扱いになる制度がある。但し、使用について片道100キロを越える区間に限られるなど、日常の移動支援制度ではない。

4. 課題

対象者の高齢化が進んでおり、利用実績を把握のうえ検討していく必要がある。

5-2 原爆被爆者・戦傷病者について

1. 原爆被爆者

被爆者手帳は被爆者援護法に定める被爆者に対して昭和32年4月より交付されている。

被爆者には、原子爆弾が投下された昭和20年8月に直接被爆した方の他、救護・医療活動等のために広島・長崎に入市した方、身体に原子爆弾の放射能に影響を受けるような事情があった方、及びこれらの方の胎児であった方が含まれる。

2. 戦傷病者

戦傷病者手帳は昭和38年8月に制定された戦傷病者特別援護法により、軍人軍属等であった方が、公務上（勤務に関連する場合を含む）傷病にかかり、今なお一定程度以上の障害を有する場合や療養の必要がある場合に交付されている。

軍人、軍属等：戦争当時に陸海軍の軍人であった方、戦地勤務の陸海軍部内の雇人、
国家総動員法関係者（動員学徒等）、戦闘参加者など

神戸市福祉乗車制度のあり方検討会開催要綱

平成 24 年 5 月 15 日

保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市福祉乗車制度の今後のあり方について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市福祉乗車制度のあり方検討会(以下、「検討会」という。)を開催する。

(委員)

第 2 条 委員は、市民代表及び有識者のうちから保健福祉局長が委嘱する。

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、15 名以内とする。

3 委員の任期は、平成 25 年 3 月 31 日までとし、再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長の指名等)

第 3 条 保健福祉局長は、委員の中から会長及び副会長を指名する。

2 会長は、会議の進行をつかさどる。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する。

(会議の公開)

第 4 条 検討会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例(平成 13 年神戸市条例第 29 条)第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 検討会を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 検討会の傍聴に関して必要な事項は、保健福祉局高齢福祉部長が別に定める。

(守秘義務)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課において処理する。

(施行細目の委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、保健福祉局高齢福祉部長が定める。

附 則 (平成 24 年 5 月 15 日決裁)

この要綱は、平成 24 年 6 月 7 日より施行する。

神戸市福祉乗車証交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者等に福祉乗車証（以下「乗車証」といい、第5条第2項の「通行証」を含むものとする。）を交付することにより、身体障害者等の社会参加の促進と移動支援を行い、もって身体障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 乗車証の交付を受けることのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ神戸市内に住所を有する者とする。

- (1)身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けており、当該身体障害者手帳に「第1種」又は「1級」から「4級」のいずれかが表示されている身体障害者。
- (2)知的障害者 児童相談所、知的障害者更生相談所又は障害者更生相談所において知的障害者と判定され判定書の交付を受けた者、又は療育手帳の交付を受けている知的障害者。
- (3)精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者。
- (4)母子世帯 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条の規定により、母子生活支援施設に入所している世帯、又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の規定により、児童扶養手当を受給している世帯、又は神戸市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和54年条例第73号）第3条の規定により医療費の助成を受けることができる世帯のうち、父子世帯を除く世帯。
- (5)被保護世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定により保護を受けている被保護世帯。ただし、次号に該当する者は除く。
- (6)被保護高齢者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定により保護を受けている満70歳以上の者。
- (7)原爆被爆者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている原爆被爆者。
- (8)戦傷病者 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている戦傷病者。
- (9)中国残留邦人等世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）による支援給付を受けている被支援世帯。ただし、次号に該当する者は除く。
- (10)中国残留邦人等高齢者 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）による支援給付を受けている満70歳以上の者。

2 前項第4号、第5号及び第9号に掲げる世帯については、世帯のうち一名を交付対象者とする。

(対象交通機関等)

第3条 乗車証で乗車できる対象交通機関及び通用区間は、別に定めるところによる。

(乗車証の交付申請)

第4条 第2条第1項第1号から第6号及び同条同項第9号から第10号の対象者で、乗車証の交付を受けようとする者は、所轄の区保健福祉部長あてに申請書を提出しなければならない。

2 第2条第1項第7号及び第8号の対象者で、乗車証の交付を受けようとする者は、保健福祉局長あてに申請書を提出しなければならない。

3 第1項及び第2項の場合、身体障害者は身体障害者手帳を、知的障害者は判定書あるいは療育手帳を、精神障害者は精神障害者保健福祉手帳を、母子生活支援施設入所者は施設長の発行する入所証明書を、児童扶養手当受給者世帯は児童扶養手当証書を、母子家庭等医療費の助成を受けている者は母子家庭等医療費受給者証を、戦傷病者は戦傷病者手帳を、原爆被爆者は被爆者健康手帳を、中国残留邦人等世帯及び中国残留邦人等高齢者は本人確認証又は適用証明書をそれぞれ申請書に添付し、又は申請時に呈示しなければならない。但し、保健福祉局長、区保健福祉部長（以下「交付権者」と言う。）が自ら確認できる場合は、この限りではない。

(乗車証の交付)

第5条 申請書を受理した交付権者は、証票書類等を検討審査し、乗車証が必要と認められる者に対してのみ交付するものとする。

2 乗車証は、身体障害者のうち第1種の者、精神障害者のうち1級の者及び知的障害者については介護付乗車証とし、これ以外の者については単独乗車証とする。

また、介護付乗車証については、併せて、介護のために同乗する介護者が機械式改札機を通行するための通行証を交付する。

(乗車証の更新)

第6条 乗車証の有効期限は一年以下とし、有効期間満了前に、旧乗車証と引換えに乗車証を更新して交付するものとする。

(再交付)

第7条 乗車証の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、乗車証の再交付ができるものとする。

- (1)火災・風水害により乗車証を焼失等し、り災証明書の提出があるとき。
- (2)乗車証の盗難に遭い、又は紛失し、警察への被害届、又は遺失届があるとき。
- (3)知的障害者が乗車証を紛失したとき。

2 前項の規定により再交付を受けようとする者は、再交付申請書を提出しなければならない。

(交付対象者の変更)

第8条 区保健福祉部長は、第2条第4号、第5号及び第9号により交付した乗車証について、世帯や生活状況の変動により相応の事由が存する場合、第2条第2項の交付対象者を世帯のうちの他の者に変更することができる。

(乗車証の返還)

第9条 交付権者は、次の各号の一に該当する事実を認めたときは、乗車証の交付を受けた者又はその代理人に対して乗車証の返還を求めなければならない。

- (1)乗車証の交付を受けた者が死亡し、又は対象者でなくなったとき。

- (2)乗車証が汚損し、記載事項が不明になったとき。
- (3)第10条の規定により乗車証が無効になったとき。
- (4)第11条の規定に抵触するとき。
- (5)その他乗車証が不用になったとき。

(乗車証の無効及び交付停止)

第10条 交付権者は、次の各号の一に該当する事実を認めるときは、乗車証を無効とするとともに乗車証の交付を受けた者及び当該事実に関する者に対して乗車証の交付を停止することができる。

- (1)不実の申請により乗車証の交付を受けたとき。
- (2)乗車証を不正に使用した又は使用させたとき。
- (3)不正な使用のため、乗車証を改ざん・複製したとき。
- (4)不正な使用のため、乗車証（複製を含む。）を交付を受けた者以外の者が所持した又は所持させたとき。
- (5)第9条の規定により乗車証の返還の求めに応じないとき。

2 第11条に定める同種の乗車券等又は類似の制度について前項に規定する事実又はこれに類する事実により交付停止・適用除外等を受けている者に対しては、乗車証の交付を停止する。

(重複交付の禁止)

第11条 条例、規則及びその他要綱に基づいて乗車証と同種の乗車券等の交付を受ける者、又は類似の制度の適用を受ける者については、別に定める優先順位に従い交付を行うこととし、同一人に対して重複して交付しないものとする。

(申請書の整理、保管)

第12条 交付権者は、申請書等関係書類を整理し、保管しなければならない。

2 交付権者は、福祉乗車証交付状況報告書等により乗車証の受払を明らかにしなければならない。

(交付状況の報告)

第13条 交付権者は、毎月の交付状況を、交付状況報告書により、翌月の10日までに保健福祉局長あてに報告するものとする。

(施行の細目)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月27日から実施する。

(関連要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、神戸市福祉乗車証交付要綱（平成20年4月1日実施）は廃止する。

神戸市福祉乗車制度のあり方検討会 委員名簿

◎会長 ○副会長
(順不同、敬称略)

<委 員>

(有識者)

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ◎ 伊多波良雄 | 同志社大学 経済学部教授 |
| ○ 森 津 秀 夫 | 流通科学大学 総合政策学部教授 |
| 石 田 易 司 | 桃山学院大学 社会学部教授 |
| 上 村 敏 之 | 関西学院大学 経済学部教授 |
| 神 原 文 子 | 神戸学院大学 人文学部教授 |
| 津 田 英 二 | 神戸大学大学院 人間発達環境学研究科准教授 |
| 梁 英 子 | 弁護士 |

(市民代表等)

- | | |
|---------|------------------|
| 井上智津子 | 西区連合婦人会 会長 |
| 岩佐光一朗 | 神戸市自治会連絡協議会 会長 |
| 江 本 幸 仁 | 神戸新聞厚生事業団 理事長 |
| 坂本津留代 | NPO 法人ニューいぶき 理事長 |

※ 役職は就任時

神戸市福祉乗車制度のあり方検討会 審議経過

第1回検討会（平成24年6月7日）

- 福祉乗車制度の概要
 - ・ 福祉乗車制度の概要
 - ・ 他都市との比較について
- 福祉乗車制度の問題点
- 対象者ごとの現状と課題
 - ・ 身体障害者・知的障害者・精神障害者
 - ・ 母子世帯
 - ・ 被保護世帯・被保護高齢者
 - ・ 原爆被爆者・戦傷病者
 - ・ 中国残留邦人等世帯・中国残留邦人等高齢者

第2回検討会（平成24年7月18日）

- 対象者ごとの見直しの方向性について
 - ・ 身体障害者・知的障害者・精神障害者
 - ・ 母子世帯
 - ・ 被保護世帯・中国残留邦人等世帯
 - ・ 原爆被爆者・戦傷病者

第3回検討会（平成24年8月2日）

- 神戸市福祉乗車制度のあり方検討会報告書（案）について